

2-73-18

琉球国中山王尚穆の、乾隆五十二年の接貢のため、存留通事
梁選等に付した執照（乾隆五十二年《一七八七》）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回
する事の為にす。

照らし得たるに、本爵、業に乾隆五十一年冬に於て貢使の耳目
官翁秉儀・正議大夫阮廷宝等を遣わし、表章・方物を齎捧して天
朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを經
て、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべ
し。此れが為に特に都通事魏開功等を遣わし、梢役共に八十九員
名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく
皇上の勅書、欽賞の幣帛を迎え、併びに京より回る使臣の翁秉
儀・阮廷宝・林維新を接え、閩に在るの存留通事鄭章觀等と与に
還国せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留
して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百三
十五号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事梁選等に付し、収
執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗
実して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 魏開功 跟伴四名
在船使者二員 麻景長 跟伴八名
存留通事一員 梁選 跟伴六名
管船夥長・直庫二名 紅日昂 平永安

水梢共に

右の執照は存留通事梁選等に付し、此れを准けしむ
乾隆五十二年（一七八七）

注（一）向重勳 雍正六〜嘉慶十年（一七二八〜一八〇五）。首里系向氏
（辺土名家）十四世。奥平親方朝昌。乾隆四十八年当座、五十年
座敷、五十七年申口に陞り、五十八年に紫冠を授かる。御物奉
行方筆者などを経て乾隆三十八年の協筆者、四十五年の大唐船
方大筆者、乾隆五十二年の官舎として中国へ赴く。乾隆五十二
年に豊見城間切平地頭職、嘉慶九年に中城間切熱田地頭職を
授かる（『家譜（二）』三〇三頁）。

（二）紅日昂 乾隆十〜道光六年（一七四五〜一八二六）。久米村系
紅氏（和字慶家）十二世。伊差川通事親雲上（『家譜（二）』
三三〇頁、蔡任邦の譜）。乾隆五十七年勢頭座敷、嘉慶二年都
通事、二十一年中議大夫に陞る。乾隆五十二年の総官、嘉慶
十五年の進貢二号船の協通事として中国へ赴いた（『家譜（二）』
二二〇頁）。